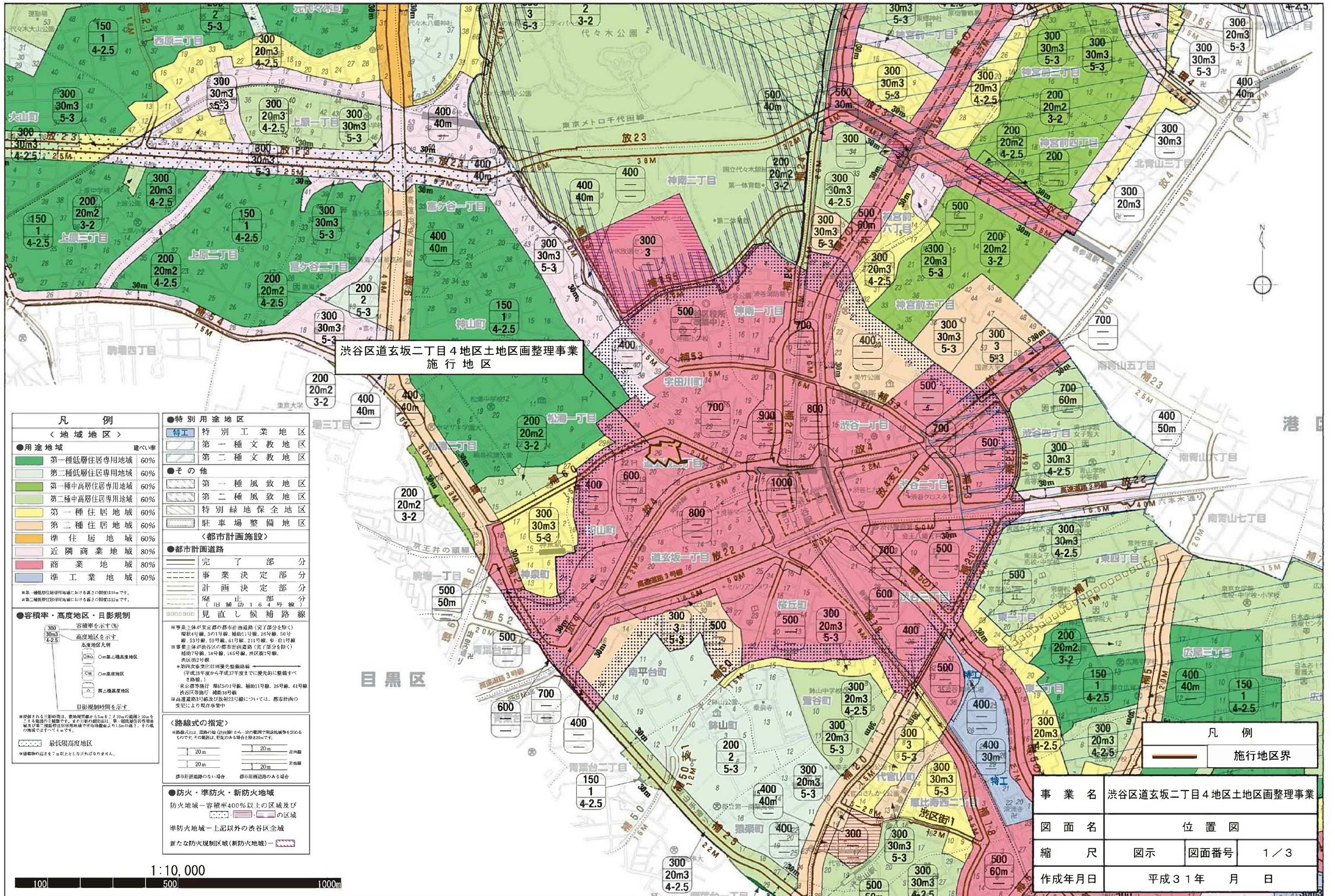


# 渋谷区道玄坂二丁目4地区土地区画整理事業施行地区 位置図



- 凡 例**
- <地域地区>**
- 用途地域 建ぺい率
    - 第一種低層住居専用地域 60%
    - 第二種低層住居専用地域 60%
    - 第一種中高層住居専用地域 60%
    - 第二種中高層住居専用地域 60%
    - 第一種住居地域 60%
    - 第二種住居地域 60%
    - 準住居地域 60%
    - 近隣商業地域 80%
    - 商業地域 80%
    - 準工業地域 60%
- ※第一種低層住居専用地域における高さの限度は10mです。  
※第二種低層住居専用地域における高さの限度は12mです。
- 容積率・高度地区・日影規制
- 容積率を示す(%)  
高度地区を示す  
高度地区凡例  
○a 第一種高度地区  
○b 第二種高度地区  
○c 第三種高度地区  
○d 第四種高度地区  
日影規制時間を示す
- ※容積率は、敷地面積が5.5m<sup>2</sup>以上10m<sup>2</sup>未満の敷地を以て算出する。また日影規制は、第一種高度地区専用地域及び第二種高度地区専用地域で平均敷地面積が1.5m<sup>2</sup>以上の敷地については適用しない。
- 特別用途地区
- 特工 特別工業地区
  - 第一種文教地区
  - 第二種文教地区
- その他
- 第一種風致地区
  - 第二種風致地区
  - 特別緑地保全地区
  - 駐車場整備地区
- <都市計画施設>**
- 都市計画道路
- 完了部分
  - 事業決定部分
  - 計画決定部分
  - 廃止部分
  - 見直し候補路線
- ※事業主体が渋谷区の都市計画道路(完了部分を除く) 昭和4号線、5号線、6号線、21号線、26号線、50号線、53号線、59号線、61号線、211号線、歩・自1号線  
※事業主体が渋谷区の都市計画道路(完了部分を除く) 補助7号線、16号線、165号線、渋谷区1号線、渋谷区2号線  
※第四次都市計画変更予備線(平成28年度から平成37年度までに優先的に整備すべき路線)  
※東京都等施行 昭和5号線、補助11号線、26号線、61号線  
渋谷区等施行 補助16号線  
※高層ビル3号線及び政府22号線については、都市計画の変更により現在休業中
- <路線式の指定>**
- 20m 市道線
  - 20m 市道線
  - 20m 市道線
  - 20m 市道線
- 都市計画道路のない場合 都市計画道路のある場合
- 防火・準防火・新防火地域
- 防火地域 - 容積率400%以上の区域及び
  - 準防火地域 - 上記以外の渋谷区全域
  - 新たな防火規制区域(新防火地域) -

事業名	渋谷区道玄坂二丁目4地区土地区画整理事業		
図面名	位置図		
縮尺	図示	図面番号	1/3
作成年月日	平成31年 月 日		

1:10,000  
100 500 1000m